

処 分 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の8第1項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除、証明書の交付の禁止
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第1項から第3項まで（教習射撃場の指定等）、第9条の5第5項（射撃教習）、第9条の6（教習用備付け銃）、第9条の7第2項から第5項まで（教習用備付け銃の管理）、第9条の8第1項（教習射撃場の指定の解除等）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第61条（教習射撃場の指定の解除）、第62条（教習修了証明書の交付の禁止）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の8第1項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除等の処分を量定する。</p> <p>なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第47条第1号の「必要な知識」とは、教習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 8 第 2 項
処 分 の 概 要：教習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 1 項（教習射撃場の指定）、第 9 条の 8 第 1 項及び第 2 項（教習射撃場の指定の解除等）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 61 条（教習射撃場の指定の解除）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>教習修了証明書の交付の禁止に対する違反については、違反の態様が特に軽微であり、再発のおそれがないと確実に認められる場合等を除き、教習射撃場の指定を解除するものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成27年4月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第9条の9第2項において準用する第9条の4第3項
処 分 の 概 要：練習射撃指導員の解任命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項（教習射撃指導員の解任命令）、第9条の9第2項（練習射撃指導員の解任命令）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第53条（教習射撃指導員の解任命令）、第67条（練習射撃指導員の解任命令）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>練習資格認定証に記載された以外の銃種の獣銃を射撃練習者に撃たせる等、その業務に関する不正や法令等の違反を行った練習射撃指導員に、そのまま射撃練習に対する指導又は助言を続けさせることが、適正な射撃練習の実施に支障をきたすと認められる場合、又は射撃練習を行おうとする年少射撃資格者に対し練習用備付け銃による射撃の指導を行う練習射撃指導員として指名を受けた場合において、当該指名に係る年少射撃資格者が当該練習射撃指導員の監督に従わないで練習用備付け銃を所持したときで、年少射撃資格者のした行為に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合は、練習射撃場の管理者に対し、その解任を命ずる。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第9条の10第3項において準用する第9条の5第3項

処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第2号から第18号まで及び第5項（許可の基準）、第5条の2第1項、第2項、第4項及び第5項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第5条の4第1項（技能検定）、第9条の5第3項（教習資格の認定の取消し）、第9条の10第3項（練習資格の認定の取消し）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）

処 分 基 準：別紙のとおり。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準 :

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。）等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げる罪に当たる行為をいう。）を行うおそれがあると認められる者をいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 9 条の 11 第 2 項において準用する第 9 条の 6 第 3 項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 6 第 3 項（教習用備付け銃に係る打刻命令）、第 9 条の 11 第 2 項（練習用備付け銃に係る打刻命令）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 18 条（打刻命令）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃番号が打刻されていない場合、銃番号が 3 桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。</p>
問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成22年2月1日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第9条の11第2項において準用する第9条の7第3項
処 分 の 概 要：練習用備付け銃に関する措置命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第9条の11第2項（練習用備付け銃に関する措置命令）
処 分 基 準： 当該練習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、銃砲刀剣類所持等取締法第9条の12第1項第5号の規定により指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 12 第 1 項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定の解除
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 4 第 2 項及び第 3 項（教習射撃場の指定等）、第 9 条の 6 第 2 項及び第 3 項（教習用備付け銃）、第 9 条の 7 第 2 項から第 5 項まで（教習用備付け銃の管理）、第 9 条の 9（練習射撃場の指定等）、第 9 条の 11（練習用備付け銃）、第 9 条の 12 第 1 項（練習射撃場の指定の解除）</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 74 条（練習射撃場の指定の解除）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 12 第 1 項各号の事由につき、当該違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、解除の適否を判断する。</p> <p>なお、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 47 条第 1 号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運営業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抠 条 項：第9条の16第2項において準用する第9条の5第3項

処 分 の 概 要：クロスボウ射撃資格の認定の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項及び第5項（許可の基準）、第9条の5第3項（教習資格の認定の取消し）、第9条の16第2項（クロスボウ射撃資格の認定の取消し）

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条（許可証等の返納の手続）

処 分 基 準：別紙のとおり。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準 :

法定の取消事由のうち、

- 1 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条第1項第9号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。
- 2 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。）等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げる罪に当たる行為をいう。）を行うおそれがあると認められる者をいう。
- 3 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。
- 4 法第5条第5項の基準の適用については、同条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、クロスボウ射撃資格の認定を取り消す。

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 10 条の 6 第 6 項において準用する第 9 条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：保管に係る銃砲に関する措置命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第 10 条の 6 第 6 項（保管に係る銃砲に関する措置命令）、第 10 条の 4 第 1 項（銃砲の保管）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>当該銃砲の保管が銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 4 第 2 項又は第 3 項に違反している場合は、同法第 11 条第 1 項第 1 号の規定により許可の取消しを行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。</p> <p>その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、所持者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 抱 条 項：第 10 条の 8 第 2 項において準用する第 9 条の 7 第 3 項
処 分 の 概 要：獣銃等保管業者に対する措置命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第 10 条の 8 第 1 項（獣銃又は空気銃の保管の委託）及び第 2 項（獣銃等保管業者に対する措置命令）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>当該保管の委託を受けた銃砲の保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。</p> <p>その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

平成 22 年 2 月 1 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 10 条の 8 第 3 項
処 分 の 概 要：獣銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第 10 条の 8 第 1 項から第 3 項まで（獣銃又は空気銃の保管の委託）
処 分 基 準： 獣銃等保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 8 第 2 項により準用される第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第10条の8の2第2項において準用する第9条の7第3項

処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者に対する措置命令

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の8の2第1項（クロスボウの保管の委託）及び第2項（クロスボウ保管業者に対する措置命令）

処 分 基 準：

当該保管の委託を受けたクロスボウの保管が基準に適合していない場合は、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。

その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、保管業者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の8の2第3項
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（教習用備付け銃に関する措置命令）、第10条の8の2第1項から第3項まで（クロスボウの保管の委託）
処 分 基 準： クロスボウ保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抠 条 項：第10条の9第1項

処 分 の 概 要：所持許可を受けた者に対する指示

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第10条の9第1項（指示）

火薬類取締法第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）

火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）

処 分 基 準：

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の9第1項に定める法律等に違反し、かつ、銃砲等又は刀剣類について適正な取扱いを行っていないと認める場合で、

- ・ その違反行為が比較的軽微である。
- ・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない。
- ・ 違反行為の再発防止が期待できる。

等の条件を満たすときは、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第10条の9第2項
処 分 の 概 要：年少射撃資格者に対する指示
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第3条第1項第4号の8（所持の禁止）、第4条第1項第5号の2（所持許可）、第10条の9第2項（年少射撃資格者に対する指示）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法等に違反し、かつ、空気銃について適正な取扱いを行っていないと認める場合で、 <ul style="list-style-type: none">・ その違反行為が比較的軽微である。・ 違反行為が反復して行われておらず、営利性、計画性も認められない。・ 違反行為の再発防止が期待できる。 等の条件を満たすときは、危害予防上必要な措置を執るべきことを指示する。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第1項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第4条第2項（条件）、第5条第1項第2号から第6号まで、第12号、第13号及び第15号から第18号まで（許可の基準）、第5条の2第2項第2号及び第3号並びに第4項第1号（獵銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第11条第1項（許可の取消し）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第11条第1項第1号の場合については、当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。</p> <p>なお、法定の人的欠格事由のうち、</p> <p>1 法第5条第1項第17号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げるものをいう。）等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等（暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）に掲げる罪に当たる行為をいう。）を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>2 法第5条第1項第18号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的、合理的に存在すると認められる場合等をいう。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第11条第2項
処 分 の 概 要：銃砲等又は刀剣類の所持許可の取消し
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第5条第5項（許可の基準）、第11条第2項（銃砲等の所持許可の取消し）
処 分 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号から第5号まで又は第15号から第18号までに該当する同居の親族が生じた場合は、許可者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合を除き、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）
備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抠 条 項：第11条第3項

処 分 の 概 要：銃砲等の所持許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第11条第3項（許可の取消し）

処 分 基 準：

当該人命救助等に従事する者の所持に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：

処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法

根 抱 条 項：第11条第4項

処 分 の 概 要：拳銃等又は獵銃の所持許可の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

銃砲刀剣類所持等取締法第4条（所持許可）、第6条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、第11条第4項（許可の取消し）

火薬類取締法施行令第12条（獵銃用火薬等）

火薬類取締法第50条の2第1項（獵銃用火薬類等の特則）

処 分 基 準：

当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。

問い合わせ先：生活安全部生活安全企画課保安係（電話 0742-23-0110）

備 考：